

令和 8 (2026) 年度栃木県データ連携基盤活用推進業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する令和 8 (2026) 年度栃木県データ連携基盤活用推進業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和 8 (2026) 年度栃木県データ連携基盤活用推進業務

2 業務の目的

人口減少・少子高齢化、経済状況や生活環境の変化などによる様々な地域課題が顕在化する中で、デジタル化の加速や効率的な自治体経営が求められているところ、国の「地方創生 2.0 基本構想」においては、デジタル・新技術の徹底活用が柱の一つとされている。

県においても「栃木県デジタル社会形成推進条例」や「栃木県スマートシティ構想」において、全ての県民がデジタル技術の活用によりもたらされる恩恵を享受し、便利で快適に暮らし続けることができる地域社会の実現に向けて、スマートシティの取組を推進していくこととしている。

については、市町とも連携を図りながら、令和 7 年度に構築、運用開始した「栃木県データ連携基盤（以下「県基盤」という。）」を積極的に活用し、県基盤に連携するデータやシステムを拡充するとともに、県民の利便性向上に繋がるスマートシティサービスの充実に取り組むことを本業務の目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和 9 (2027) 年 3 月 31 日 (水) まで

ただし、本業務の履行期限は令和 9 (2027) 年 3 月 19 日 (金) までとする。

4 業務内容

乙は、別添 1 「栃木県データ連携基盤の概要」及び別添 2 「栃木県データ連携基盤活用推進業務スケジュール案」を踏まえ、以下の(1)～(4)の業務を行う。

業務執行にあたっては、県基盤の機能を十分理解し有効活用する必要があることから、県基盤の構築事業者及び運用保守事業者との連携を図るとともに、スマートシティサービスの創出に向けては県関係課、県内市町関係課、サービス実施事業者及び甲が別途実施する栃木県 DX 推進プラットフォーム事業の受託者等との連携を図ること。

なお、以下は必須とする委託項目であるが、本業務を推進するに当たり、委託料限度額の範囲内で取組効果の向上などを目的とする新たな提案を行うことを妨げない。

(1) 甲が実施するスマートシティサービスの創出支援

乙は、甲が県基盤を活用したスマートシティサービスを創出するため、以下の業務を行う。

ア 県基盤を活用したスマートシティサービスの掘り起こし支援

〔別紙1〕

- ・甲は、県関係課が実施を検討している事業における県基盤の活用促進を予定していることから、乙は、県基盤を活用することでより効果的・効率的な事業実施が可能となるか、他分野との連携など将来的な展開が期待できるか等の観点から助言を行った上で、県関係課へのヒアリング等を踏まえて、県基盤の活用が見込まれる事業について、県基盤を活用したスマートシティサービス案を提案する。

- ・2サービス以上の掘り起こしを想定している。

イ スマートシティサービスの実現に向けた検討支援

- ・乙は、上記アで掘り起こしたスマートシティサービスの実現に向け、県基盤を活用することでより効果的・効率的な取組となるよう、県基盤に連携するデータの洗い出しやデータの活用アイデア、他自治体の事例調査等を行うなど検討を支援する。

- ・令和9年度に1以上のサービスが実現することを想定している。

- ・なお、上記の取組により具体化したサービスについて、甲がその実装に当たり国庫補助金等を活用する場合、乙は、国庫補助金等の申請資料への助言を行うとともに、システムやサービスの概要図等の補助資料を作成する。

(2) 県内市町と連携した広域的なスマートシティサービスの創出支援

国では、「分野間のデータ連携基盤は各都道府県で1つに限る」という方針を示し、データ連携基盤の共同利用を推進していることから、甲は、栃木県スマートシティ構想において県内の共同利用についての方針を示している。

また、県基盤の機能上の共同利用の定義は別添3「栃木県データ連携基盤の共同利用の仕組み」のとおりとしている。

これらを踏まえ、乙は、以下の業務を行う。

ア 県及び県内市町が共同で実施する県基盤を活用して広域的に取り組むスマートシティサービスのアイデア創出支援

- ・乙は、県及び県内市町職員を対象とした、県基盤の機能や活用について理解を深めるための研修を企画、実施する。

- ・乙は、県及び県内市町が共同で実施する県基盤を活用したスマートシティサービスの創出に向けワークショップの企画及び運営を行う。

- ・甲が上記ワークショップで取り組む分野を決定するため、乙は、県内市町が抱える課題の調査その他の適切な方法で県内市町のニーズを把握し、それを踏まえて取組分野候補を提示する。

- ・ワークショップで取り組む分野は2分野程度を想定している。

- ・乙は、上記ワークショップで出たアイデアに基づき、県及び県内市町による県基盤を活用して広域的に取り組むスマートシティサービス案を提案する。

- ・令和9年度には、本スマートシティサービス案のうち、1以上のスマートシティサービスの実現に向けた具体的な検討に取り組むことを想定している。

- ・乙は、ワークショップ結果報告書を作成し、甲の求めに応じ、県内市町DX推進担当課室長を構成員とする栃木県スマートシティ推進協議会においてワークショップの実施結果

〔別紙1〕

の報告を行う。

イ 県及び県内市町が共同で実施する県基盤を活用して広域的に取り組むスマートシティサービスの実現に向けた検討支援

- ・甲は、令和7年度に実施したワークショップにおいて取りまとめたスマートシティサービス案から、実現に向けて具体的に検討するスマートシティサービスを選定し、県及び県内市町担当課職員が参加するワーキンググループを立ち上げ、スマートシティサービスの実現に向けて具体的な検討を進めることから、乙は、より実現可能性を高める取組となるようワーキンググループの企画や運営を行う。
- ・なお、ワーキンググループは甲が設置し、栃木県スマートシティ推進協議会の下部組織として位置づけることを予定している。
- ・ワーキンググループで取り組む分野は観光分野（周遊促進や来訪数増加を目的とした観光情報のデータベース整備、生成AIの活用、観光・交通情報の可視化、ファンコミュニティ、地域通貨の活用等）を想定している。
- ・ワーキンググループは3回程度実施し、1サービス以上の実現（実現に向けた継続検討を含む）を想定している。
- ・乙は、ワーキンググループ結果報告書を作成し、甲の求めに応じ、栃木県スマートシティ推進協議会においてワーキンググループの実施結果の報告を行う。
- ・なお、上記の取組により具体化したサービスについて、県及び県内市町がその実装に当たり国庫補助金等を活用する場合、乙は、国庫補助金等の申請資料への助言を行うとともに、システムやサービスの概要図等の補助資料を作成する。

(3) パーソナルデータ連携基盤の要件等の明確化支援

県基盤は非パーソナルデータのみ取り扱うデータ連携基盤として運用を開始したが、将来的には、機能改修等によりパーソナルデータの取扱いも可能とすることを前提に構築したものである。

については、乙は、甲がパーソナルデータの取扱いを検討するにあたって必要な以下の支援を行う。

なお、業務要件、機能要件、非機能要件の具体化にあたっては、特定の事業者のみが構築できる内容としないこと。

- ・パーソナルデータ連携基盤により実現している全国のサービス事例調査
- ・(1)(2)の取組により創出したスマートシティサービス案等をユースケースとする、サービス実現に向けた詳細検討

県内市町が保有するパーソナルデータの取扱いに関するガバナンス（責任範囲の分割と明確化）、共同利用時の費用負担の方法、運用ルールの方策、サービス利用者の同意取得方法や個人認証レベルの検討等について、デジタル庁が公開している「エリアデータ連携基盤の共同利用ガイドブック 第2.0版」等に沿った具体的な検討を行う。

パーソナルデータを取り扱うために必要な基盤整備の方法（パーソナルデータ連携基盤の新規構築や既存基盤の機能改修等、複数のパターンが想定されることから、パターンごとの

[別紙1]

構築コスト、運用コストの比較やメリット・デメリットの整理を想定している。) について検討を行う。

パーソナルデータ連携基盤の業務要件、機能要件、非機能要件の具体化を行う。

(4) その他

ア 受託業務責任者の選任

乙は、受託業務責任者を選任し、甲に書面で通知するものとする。

受託業務責任者は、乙の業務の全体を統括し、甲との調整や乙の業務の進行管理を行う。

なお、受託業務責任者は、特段の事情がない限り、変更を認めない。傷病等によりやむを得ず変更する場合は、後任について甲の承認を受けること。

イ 打合せの実施

甲と乙は、本業務の円滑な実施のため、月1回程度の定例打合せ及び必要に応じて不定期の打合せを行い、綿密に連携を図るものとする。

なお、打合せには県関係課や県内市町関係課、関係機関を参加させることがある。

打合せの実施後は、乙が打合せ記録を作成し、打合せ実施の3営業日以内に甲に提出し承認を受けるものとする。

ウ 連絡手段の確保

乙は、電話、Eメールのほか、甲とスムーズに情報を共有するために必要な、効率的かつセキュアな連絡手段（チャットツールなど）を確保するものとする。ファイルの受け渡しも可能、かつ、参加を本業務の関係者に限定できる環境とする。

なお、利用する連絡手段は、甲があらかじめ利用している手段を除き乙が調達すること。

5 成果品

以下の成果品を電子データにより納入すること。

電子データは、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint など、加工可能な形式で納入すること。

内容	期限
業務計画書	契約の日から5営業日以内
打合せ記録	打合せ後3営業日以内
スマートシティサービス案の提案書	ワークショップ実施後20営業日以内
ワークショップ結果報告書	ワークショップ実施後10営業日以内
ワーキンググループ結果報告書	ワーキンググループ実施後10営業日以内
業務完了報告書兼実績報告書 (参考資料として、乙が作成した会議・打合せ資料を含む。)	令和9(2027)年3月19日(金)

〔別紙1〕

6 納入場所及び検査

- (1) 納入場所は、栃木県総合政策部デジタル戦略課とする。
- (2) 乙は、成果品を甲に納入する際、甲の検査を受け、承認を得るものとする。
承認が得られない場合は、納品物の修正を行い、再度検査を受けること。
- (3) 甲は、必要がある場合には、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができるものとする。

7 その他

- (1) 乙は、本業務の実施に当たり、栃木県会計規則、個人情報の保護に関する法律その他関係法令・条例等を遵守しなければならない。
なお、個人情報及び情報セキュリティの取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」及び別記「情報セキュリティ特記事項」を遵守しなければならない。
- (2) 乙は、契約や支払いに関する書類など本業務の関係資料を業務完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管すること。
- (3) 乙は、本業務の実施に当たり、甲の信用を損なう行為や不名誉となるような行為をしないこと。また、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。業務契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (4) 甲は、乙に仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合には、再履行の実施を命じ、又は契約を解除し、若しくは損害賠償を請求することができるものとする。
- (5) 契約に当たり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、甲の承認を得た場合はこの限りでない。その場合、乙は事前に再委託範囲及び再委託先を提示し、甲の承認を得ること。
- (6) 再委託範囲は乙が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は乙の責任において解決すること。
- (7) 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、原則、甲に帰属する。成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、乙は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。
なお、これらの手続を怠ったことにより、著作権との権利を侵害した場合は、乙は、その一切の責任を負うこと。
- (8) 本業務遂行中に乙が甲若しくは第三者に損害を与えた場合または第三者から損害を受けた場合は、直ちに甲にその状況及び内容を書面により報告し、全て乙の責任において処理解決するものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。
- (9) 本業務の実施に際して、仕様書に定める事項及び仕様書に定められていない事項等に疑義が生じた場合は、遅滞なく甲と乙との協議の上決定するものとする。